

# 学校における消費者教育推進の取組

事業主体：青森県 環境生活部 県民生活文化課 ・ 青森県消費生活センター

事業委託先：NPO法人青森県消費者協会（「消費者教育コーディネーター」3名を配置して事業を推進）

## H27～H29年度の取組

- ・ 高等学校・大学でのモデル的な取組

## H30～R2年度の取組

- ・ 中学校の教員を対象とした消費者教育研修会の開催（2地区×3カ年）
- ・ 高等学校教員等による検討会議を設置し関係教科での指導事例を作成・公表 弁護士・司法書士と連携した授業実施
- ・ 特別支援学校での小・中・高の発達の段階を踏まえたモデル的な取組、検討委員会での検討
- ・ 大学生の主体的な消費者教育の取組推進、学生による消費生活フェスタの開催

## R3～R5

### 中学校における消費者教育推進

#### R3.4～新学習指導要領全面实施

➡ 自立した消費者として行動する力を育む

社会科（公民的分野）：

契約の重要性や意義、契約を通じた個人と社会の関係

技術・家庭科（家庭分野）：

売買契約の仕組み 消費者の権利と責任 消費者被害とその背景

消費生活が環境や社会に及ぼす影響

消費生活・環境についての課題と実践

#### 中学校における消費者教育の研修

主催：青森県、青森県教育委員会

R3東青・三八

R4西北・上北

R5中南・下北

消費者教育指導力アップ⇒学校における消費者教育の推進

成年年齢引下げへの対応

## R3～R5

### 大学生の消費者教育実践支援

大学生の消費者教育活動（授業、ボランティア、学園祭等）を支援

【連携先】八戸工業大学・弘前大学・青森大学

青森中央学院大学・明の星短期大学

八戸学院大学・柴田学園大学

・ 年2回の検討会議

・ 学生による企画、準備、運営

・ 学生による消費生活フェスタの開催

学生が地域等における消費者教育の担い手に

## R3～R5

### 高等学校における消費者教育推進

#### R4.4～新学習指導要領年次進行実施

公民科（公共）  
家庭科 商業科等  
（新）生徒指導

関係教科等の指導案検討  
弁護士・司法書士との連携  
HPやSNS等での情報提供

消費者教育拡充  
生徒の消費者力  
アップ

成年年齢引下げへの対応

### 特別支援学校における消費者教育

特別支援を要する人の消費者力向上  
障害種別等の個に応じた消費者教育  
の進め方検討・実践

社会生活での  
消費者としての自立



青森県消費生活センター  
マスコミ・キャラクター  
テルミちゃん  
（Tel. 017-822-1111）